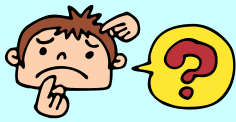


特定小型原動機付自転車



ってどんな乗り物？

特定小型原動機付自転車の保安基準等

特定小型原動機付自転車の保安基準項目

前照灯
(ヘッドライト)

警音器
(クラクション等)

バッテリーの安全性
PSEマーク等の基準への適合を確認

(注)最高速度表示灯
車道等では点灯、歩道では点滅

制動装置
(ブレーキ)

方向指示器
(ウインカー)

尾灯、制動灯
(テールランプ、ブレーキランプ)

後部反射器
(リフレクター)

ナンバープレートも必要!

その他満たすべき基準

- 走行安定性
段差等を安全に走行できること
- スピードリミッター
設定最高速度を超えて加速しないこと、走行中は設定最高速度の変更ができないこと

など






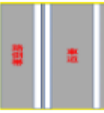
(注)歩道を6km/h以下で走行するモードを有しないものについては、点滅機能は不要

参考:国土交通省 HP「特定小型原動機付自転車について」,「2.道路運送車両の保安基準」より引用

	原動機付自転車		
	特定小型原動機付自転車		一般原動機付自転車
		特例特定小型原動機付自転車	
最高速度表示灯	緑色：点灯	緑色：点滅	なし
最高速度	20km/h以下	6km/h以下	30km/h以下
定格出力	0.60kw以下		特定小型原動機付自転車以外のもの
長さ	190cm以下		
幅	60cm以下		
高さ	—		
運転免許	不要（16歳未満は運転禁止）		原付免許以上の運転免許
ヘルメット	努力義務		義務
自賠償保険	義務		義務

どこを走れるの？

【車両別走行区分早見表】

規制標識等 車種		歩道	自転車道	専用通行帯	路側帯	駐停車禁止路側帯	歩行者専用路側帯
							
原動機付自転車	特定小型原付	×	○	○★	×	×	×
	特例特定小型原付	△	/		○	○	×
	一般原付	×			×	×	×
自転車	普通自転車 長さ190cm以内・幅60cm以内 (いわゆるママチャリ)	△	◎	◎	○	○	×
	上記以外 (※規格外、側車付き、 他車両けん引を除く)	×	○	○	○	○	×

特定小型原付・自転車も車道を通行することが原則

※ 規格：二輪または三輪の自転車、長さ 190cm・幅 60cm 以内の四輪以上自転車

◎：通行しなければならない ○：通行できる △：条件により通行できる

★：法解釈上は「○」であるが、一方で、車両は道路の一番左側の車両通行帯を進行しなければならない規定があり、県内の「普通自転車専用通行帯」は全て、道路の一番左側に設置されているため、結果的に当該通行帯を通行しなければならないということになる。

条件とは・・・



ヘルメットを着用しましょう



自転車や二輪車乗車時の交通事故では、ヘルメット非着用の致死率が高くなっています。自分の身を守るためヘルメットを着用しましょう。

信号・標識に従いましょう

運転者には、信号や一時停止等の標識に従う義務があります。違反した場合は、取締の対象となります。



飲酒運転は絶対ダメ！

お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。二日酔いや疲労の影響等で正常な運転ができなくなるおそれのあるときも運転してはいけません。



歩行者優先

歩行者のそばを通るときや横断歩道を通る際は歩行者の通行を妨げないようにしましょう。



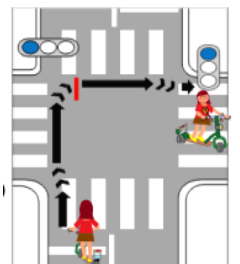
携帯電話の使用は違反！



しっかりと両手でハンドルを握り、前を見て運転しましょう。携帯電話の画面を見たり、通話しながら走行することは違反です。

信号機のある交差点は二段階右折

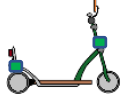
信号機のある交差点を右折する際は、道路の左側端に寄って、交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。



神奈川県交通安全対策協議会

神奈川県・神奈川県警察

◎歩道を通行できる条件



特例特定小型原動機付自転車（下記の条件を全て満たす場合）

- (1) 道路標識や道路標示によって歩道を通行できるとされているとき。
- (2) 最高速度表示灯（緑色点滅）を点滅させ、速度 6 km/h 以下に制限して走行するとき。



自転車の場合（下記の条件のいずれかに該当する場合）

- (1) 標識や標示によって普通自転車が歩道を通行できるとされているとき。
- (2) 普通自転車の運転者が 13 歳未満、70 歳以上の者または、車道の通行に支障がある身体障害者であるとき。
- (3) 車道または交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

やむを得ないと認められるとは・・・

- ★ 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合
- ★ 著しく自動車の交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合

◎歩道通行の方法

- (1) 道路標示により、通行すべき部分として指定された部分（普通自転車通行指定部分）がある場合は、その部分を徐行して進行しなければならない。
※ただし、通行しようとする歩行者がいないうきは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で通行できる。
- (2) 通行すべき部分がない場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して進行しなければならない。
- (3) 歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければならない。
- (4) 通行可能な歩道が左右両方にある場合、そのいずれの歩道も通行することができる。

「歩道で他の自転車と行き違ふとき」は、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意をして、対向する自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。

～歩道は歩行者優先～